

文部科学省規制に関する評価書 - 平成16年度 - の概要

- 1. 趣 旨** 平成16年度文部科学省政策評価実施計画に基づき平成16年10月1日から17年3月31日までの間に実施した、文部科学省の所掌に係る法令に基づく規制の新設・改廃についての評価の結果をとりまとめたもの。
- 2. 評価の観点** 以下の各点等について明確になるように努めた。
- (1) 規制の便益
規制を新設することにより得られると見込まれる便益、又は規制を廃止・緩和することにより軽減されるリスク等を分析した。
 - (2) 規制の費用
規制を新設・改廃することにより見込まれる費用について、行政コスト、遵守コスト、社会コスト等の別に留意しながら分析した。
 - (3) 想定できる代替手段との比較考量
 - (4) 規制を見直す条件、レビューを行う時期 等
- 3. 評価の概要** 次頁参照
- 4. 評価票の活用** 作成された評価票の暫定版を、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(パブリック・コメント手続)の際に、参考資料として法令案に添付した。
- 5. 今後の予定** 平成17年3月下旬 ホームページ等により公表、総務大臣へ送付

規制評価のイメージ

例：届出による放射性同位元素等の移動使用の対象の拡大

規制を新設・強化することにより得られると見込まれる便益
規制を廃止・緩和することにより軽減されるリスク

・届出により放射線発生装置の移動が可能になり、非破壊検査等における利便が向上する。
・線源の脱落防止措置の義務付け等により安全性が確保される。

規制の便益

規制の費用

便益と費用を比較考量

想定される代替手段との比較考量

利便性の向上、安全性の確保等の便益に比べ、コストの上昇はわずかであるため、規制を導入することが合理的

規制を新設・改廃することにより見込まれる費用

- ・行政コスト(政府の規制運用のための費用)
- ・遵守コスト(規制対象者が負担しなければならない費用)
- ・社会コスト(波及的に社会全体が負担する費用)

例：届出による放射性同位元素等の移動使用の対象の拡大

・行政コスト：届出制のため審査費用はかからない。
・遵守コスト：放射線取扱主任者免状所持者を確保する必要がある。
・社会コスト：放射線取扱主任者の指示のもとで行うため、安全性の観点からのリスクの上昇はない。

規制を見直す条件

レビューを行う時期

文部科学省規制に関する評価書 - 平成16年度 - 評価結果の概要

規制の名称	法令名	規制の概要	評価結果の概要
著作権等の管理業務を行う承認TLO等に対する著作権等管理事業法に基づく規制	著作権等管理事業法施行規則	承認TLO等の技術移転機関が一定の場合に著作権等の管理委託契約を締結する場合、著作権等管理事業法に基づく登録の対象とする。	登録を義務付けることにより、著作権等の委託者の権利が害されるリスクが低減し著作物等の利用が円滑化される一方、登録業務に要するコスト、法令義務を遵守するコスト等は低いと考えられるため、規制措置は合理的。
医療分野における規制の合理化	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 施行令・施行規則	RI法の適用対象から薬事法第2条第1項に基づく医薬品の原料・材料及び医療法第1条の5第1項に基づく治験の対象とされる薬物を除外する。	前者については薬事法とRI法における二重規制を解消し、後者は医療法に基づく一元的規制を受けられる便益に加え、手続上の費用が低減すると考えられるため、規制措置は合理的。
放射性同位元素等の移動使用の対象と使用目的の追加		届出によって移動使用が可能となる放射性同位元素等の数量を拡大するとともに、新たに放射線発生装置の移動使用を可能とするとともに、使用目的に、物の組成の調査を追加する。	放射線発生装置の移動が可能になり非破壊検査等が容易になる、線源の脱落防止措置の義務付け等により安全性の確保が見込まれる一方、放射線取扱主任者の確保や脱落防止義務の遵守のためのコスト等の上昇はわずかであり、規制措置は合理的。
特定設計認証制度の対象となる放射性同位元素装備機器の指定		特定設計認証を受けることができる放射性同位元素装備機器として、煙感知器、レーダー受信部切替放電管等を指定する。	放射性同位元素の規制対象の下限值変更により新たに規制対象に加わった装備機器について、最低限の義務履行を求める認証を求めることで安全性が確保される一方、許可制度とする場合ほどの行政コスト・遵守コストの上昇はないと考えられるため、規制措置は合理的。
施設検査、定期検査の対象の見直し等		施設検査・定期検査の対象について、従来は貯蔵能力により決定していたものを、密封された放射性同位元素について1個当たり10TBq以下のもの使用者を除外する等検査対象を見直す。	危険性の低い数量の少ない密封された放射性同位元素を多数使用する者の検査負担を軽減することができる一方、検査対象者の検査遵守のためのコストは相応のものであり、規制措置は合理的。
定期確認の期間		定期確認の期間(密封された1個10TBq以上の放射性同位元素のみの使用者については5年ごと、密封されていないもの使用者等については3年ごと)を明定する。	定期確認制度によりソフト面の安全管理が徹底される一方、定期確認と定期検査を同時に受けられることにより事業者の負担は必要最小限にとどめられることから、規制措置は合理的。
定期講習の対象及び期間		許可届出使用者等に対し、放射線取扱主任者が選任されたときから1年以内、定期講習を受けた日から3年以内に定期講習を受けさせることを義務づけさせる。	放射線取扱主任者の資質の維持・向上、放射性同位元素使用施設等の安全性向上が見込まれる一方、主任者の定期講習に係るコスト等は相応のものであることから、規制措置は合理的。
高等学校における学校外の学修等の単位認定数の拡大	学校教育法施行規則	学校外の学修等により高等学校の単位として認定できる単位数の上限を20単位から36単位に引上げる。	高等学校の生徒の能力・関心等を踏まえて、高校の裁量で学修の選択の幅が拡大される一方、学校外学修のための交通費・授業料等のコストは小さく、規制は合理的。
高等学校卒業程度認定試験合格科目の単位認定の対象の拡大		全日制の高等学校において、新たに、高等学校卒業程度認定試験の合格科目について単位認定することができることとする。	学校生活にうまく適応できていない生徒等に目標を与える等の効果が期待できる一方、認定試験の受験料・合格証明書交付料等のコストは小さく、規制は合理的。